

**徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場の
管理運営に関する基本協定書（案）**

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場（以下「本件施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本件施設の管理運営（以下「管理運営」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、本件施設利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって公共の福祉の増進及び経済性の追求を図ることにある。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、本件施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

（管理運営の義務）

第6条 乙は、管理運営業務に当たっては、本協定、年度協定、徳島県駐車場事業管理条例（昭和48年徳島県条例第5号。以下「条例」という。）及び徳島県企業局駐車場管理規程（昭和48年徳島県企業管理規程第3号。以下「管理規程」という。）その他関係法令のほか、募集要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 本協定、募集要項等及び申請書類の間に矛盾又はそごがある場合は、本協定、募集要項等、申請書類の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請書類において要求水準書を上回る内容が提案されている場合は、申請書類に示された内容によるものとする。

（用語の定義）

第7条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（本件施設）

第8条 本件施設は土地、建物、構築物、機械装置からなり、その内容は別紙2のとおりとする。

（協定期間）

第9条 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和10年3月31日までとする。

第2章 管理運営業務の内容及び業務開始条件等

（管理運営業務の内容）

第10条 第1条に規定する管理運営業務の内容は、条例第3条に定めるものとする。

（管理運営業務の範囲外の業務）

- 第11条 乙は、本件施設の設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用と責任により、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、自主事業の実施要件等を別途定めることができるものとする。

（本件施設の使用）

第12条 甲は、管理運営業務を遂行するため、本件施設を無償で乙に使用させるものとし、乙は甲の指示に従い本件施設を適正に管理するものとする。

（目的外使用）

第13条 乙は、原則として条例第3条に規定する業務の遂行のためにのみ、本件施設を使用しなければならない。ただし、乙は、あらかじめ書面による甲の許可を得て、利用者の利便性を高めるため、上記目的以外で使用するものとする。

（物品の扱い）

第14条 乙は、管理運営期間中、善良な管理者の注意をもって、別紙3の「資料⑦物品一覧」に記載する物品（以下「局有物品」という。）を維持管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

- 2 乙は、局有物品を管理運営業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。
- 3 局有物品が、経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合、乙は、甲に報告の上、必要に応じて自己の費用で当該物品を購入又は調達するものとする。この場合、購入又は調達した当該物品は甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により局有物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該局有物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入又は調達することとし、この場合、当該物品は甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、乙の任意により局有物品以外の物品を購入又は調達し、管理運営業務の用に供することができるものとし、この場合、当該物品は乙に帰属するものとする。
- 6 乙は、第3項及び第4項の規定に基づき、甲に帰属する物品を購入又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（管理運営期間中の第三者の使用）

- 第15条 乙は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者（以下「管理運営受託者」という。）に委託又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、業務の一部を管理運営受託者に委託又は請け負わせることができる。
- 2 甲は、必要と認めた場合には、随時、乙から管理運営業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。
 - 3 管理運営受託者の使用は、すべて乙が自己の費用と責任により行うものとし、管理運営受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（許認可の申請及び届出等）

- 第16条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得並びに届出については、乙が自己の費用と責任により行うものとする。ただし、甲が申請及び取得すべき許認可並びに甲が行う届出はこの限りではない。
- 2 甲は、乙からの要請がある場合は、前項の許認可の申請及び取得並びに届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力をするものとする。
 - 3 乙は、甲からの要請がある場合は、第1項の申請及び取得並びに届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
 - 4 乙は、第1項の申請及び取得並びに届出の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の負担方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（指定管理業務計画書の作成及び提出）

- 第17条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、甲との協議により指定管理業務計画書を作成の上、指定管理業務計画承認申請書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 甲及び乙は、指定管理業務計画書を変更しようとするときは、甲乙協議し、その内容を

決定するものとする。なお、この場合にあっては、乙は、指定管理業務計画変更承認申請書（様式第2号）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（管理運営業務体制の整備）

- 第18条 乙は、管理運営業務を円滑かつ適正に履行するため、緊急時の迅速な対応及び関係法規に基づく本件施設の維持管理業務を確実に実施できる管理運営業務体制を整備するものとする。
- 2 甲は、前項の管理運営業務体制が整備されていないと認められた場合、乙に対し、適正な管理運営業務体制を整備するよう指示監督し、乙はそれに従わなければならない。
- 3 乙は、管理運営業務開始予定日までに、管理運営業務に必要な人員を確保し、かつ全員が業務全般を理解し、処理できるよう訓練及び研修等を行うものとする。
- 4 乙は、第1項に規定する管理運営業務体制の整備及び前項に規定する訓練及び研修等を完了し、管理運営業務開始予定日までに、管理運営業務体制準備完了報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、管理運営業務開始に先立ち、乙に対して管理運営業務の引継ぎ等の実施を要請することができるものとする。
- 6 乙は、甲から前項に規定する管理運営業務の引継ぎ等の実施の要請を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その要請に応じなければならない。
- 7 乙は、管理運営業務開始予定日に先立ち、甲に対して本件施設の視察並びに本件施設内での訓練及び研修等を申し出ることができるものとする。
- 8 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申し出に応じなければならない。

（甲による管理運営業務体制の確認）

- 第19条 甲は、第18条第4項の規定により提出された管理運営業務体制準備完了報告書に基づき、管理運営体制、業務分担及び緊急連絡体制等の確認を行い、管理運営業務体制が整備されていることを確認し、適正であると認めた場合、乙に対し、管理運営業務体制完了確認通知書（様式第4号）を交付するものとする。
- 2 乙は、管理運営業務体制完了確認通知書を交付を受けなければ、管理運営業務を開始することはできないものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項により確認した管理運営業務体制を変更しようとするときは、甲乙協議の上、決定しなければならない。
- 4 甲による管理運営業務体制完了確認通知書の交付を理由として、甲は乙の管理運営業務の全部又は一部について、責任を負担するものではない。

第3章 管理運営業務に基づく収入と費用等

（利用料金）

- 第20条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、条例第5条第2項、第3項及び第4項並びに管理規定第3条の規定により定めるものとする。
- 2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、

本件施設に係る利用料金を乙の収入として、収受するものとする。ただし、指定期間外の収入と認められる場合は、乙の収入とすることができない。なお、この場合における収入の年度所属区分は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第10条の規定に準じるものとする。

- 3 利用料金収入は、実際利用ベースとすることとし、販売時に利用料金収入として計上された時間駐車券（以下「サービス券」という。）販売収入のうち、当該年度末において未使用のサービス券の枚数に係る金額を料金収入から減額した額を、当該年度の利用料金収入とする。なお、減額した未使用サービス券の枚数に係る額は、次年度の利用料金収入に繰り入れるものとする。
- 4 前項の規定により、減額し次年度の利用料金収入に繰り入れる額は、指定期間開始時から当該年度内に乙が販売した1時間券及び2時間券それぞれのサービス券の平均単価（累計販売金額を累計販売枚数で除した額）に、1時間券及び2時間券それぞれの未使用サービス券の枚数を乗じた額とする。
- 5 指定期間開始時において、前指定管理者から支払われた未使用サービス券等に係る額は当該年度の利用料金に繰り入れる。なお、繰り入れたサービス券等相当額において当該年度末に未使用分がある場合は、第2項の規定により減額した未使用サービス券と同様に扱うものとする。
- 6 乙は、本件施設の利用促進及び利用者へのサービスの向上といった観点を踏まえ、条例第5条で規定する利用料金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、管理規程第3条の規定に基づき、甲の承認を得て、利用料金を決定あるいは改定するものとする。また、乙は、利用料金を変更する場合は、一定の周知期間を設け、適切な告知を行わなければならない。
- 7 乙は、条例第6条第3号で規定する利用料金の免除の決定又は変更について、別紙3の「資料⑨現在の利用料金及び減免基準の設定状況」に記載する減免基準と同様の取扱いを前提とし、甲の承認を受けなければならない。また、乙は、減免基準を変更する場合は、一定の周知期間を設け、適切な告知を行わなければならない。
- 8 乙は、前項の規定により利用料金減免基準の承認を受けようとするときは、利用料金減免基準承認申請書（様式第5号）（利用料金減免基準の変更の承認を受けようとする場合にあっては、利用料金減免基準変更承認申請書（様式第6号））を甲に提出しなければならない。
- 9 乙は、第6項から第8項までの規定の運用に当たっては、公平・公正な取扱いをしなければならない。
- 10 甲は、乙に対し、財団法人徳島県企業公社が販売したサービス券が指定期間内に使用され、その使用が適正なものと確認した場合は、当該サービス券に係る金額を支払うものとする。なお、当該サービス券に係る金額は、当該サービス券が使用された年度の利用料金収入とする。
- 11 前項の規定により、当該サービス券に係る金額の請求方法等必要な事項については、年度協定で定める。

（固定納付金）

第21条 乙は、本件施設の設置者として甲が必要とする経費（以下「固定納付金」という。）

として、金 千円を甲に対して支払うものとする。

2 固定納付金の年度毎の額は、次表のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	総 額
固定納付金の額	円	円	円	円	円	円

3 甲又は乙は、不可抗力その他やむを得ない事情がある場合に限り、相手方に対して前項の固定納付金の額の変更を申し出ることができるものとする。

4 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、変更の要否や変更金額等について、協議の上、決定するものとする。

5 甲は、別紙4に定める業務不履行時の手続きに基づき、違約金徴収措置を講じる場合は、違約金相当額を納付金に上乗せして納付させることができる。

6 本協定に定めるもののほか、固定納付金の納付方法等必要な事項については、年度協定で定める。

（変動納付金）

第22条 乙は、各年度において、本件施設に係る利用料金収入が次表の額を上回った場合は、超過した額の100分の50に相当する額（以下「変動納付金」という。）を甲に対して支払うものとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	総 額
別紙3の「様式10-5収支計画書」記載の利用料金収入額に相当する額	円	円	円	円	円	円

2 変動納付金の納付方法等必要な事項については、年度協定で定める。

（独立会計制及び管理運営経費の負担）

第23条 乙は、自らの責任と費用負担により、管理運営業務を行うものとし、本件施設の管理運営業務に関する収支を、乙の他の事業による収支と切り離して独立会計制による会計として管理しなければならない。

2 乙は、原則として別紙3の「事業計画様式10-5収支計画書」に記載した費用の合計額（以下「支出予定額」という。）の範囲内で指定管理業務を行うものとする。

3 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して管理運営業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の負担方法等については、甲乙協議の上決定するものとする。

4 法令変更等により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙6に従うものとする。

5 不可抗力により、管理運営業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙7に従うものとする。

- 6 支出予定額を超えて乙が支出した管理運営経費については、本協定に特段の定めのない限り、乙が負担するものとする。ただし、やむを得ない事情により支出予定額を超えた場合は、甲乙協議の上、別途負担区分を定めることができる。

（募集要項等の誤びゅう又は内容変更）

第24条 募集要項等の誤びゅう又は甲による内容の変更に起因して、乙において費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は、甲が負担するものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の負担方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第4章 管理運営業務の条件等

（供用時間等）

第25条 駐車場の供用時間等は、条例第4条に定めるとおりとする。

- 2 乙は、前項の供用時間等の変更を希望する場合は、甲と協議の上、供用時間等変更承認申請書（様式第7号）を甲に提出し、甲の承認を得た上で、条例の改正を待たなければならない。また、条例の改正により供用時間等変更された場合は、乙は、一定の周知期間を設け、適切な告知を行わなければならない。

（利用の拒否等）

第26条 乙は、本件施設の管理上支障があると認めるときは、駐車を拒否することができる。

- 2 乙は、身体障がい者が本件施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬をいい、同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を同伴することを拒否してはならない。
- 3 乙は、第1項に定める駐車の拒否の結果、利用者等より不服の申立てがあった場合、速やかに甲に対してその内容その他必要事項を通知するものとし、甲は、不服申立てに関する決定を行うものとする。

（規程の制定等）

第27条 乙は、管理業務の処理について規程を定めることができる。

- 2 乙は、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により規程を制定し、又はこれを改廃するときは、甲の承認を受けなければならない。

（事業報告書等の提出）

第28条 乙は、本件施設の月次報告書等を毎月作成し、翌月10日までに、甲に提出するものとする。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

- 2 乙は、各年度の終了後20日以内に、次の各号に示す事項を正確に記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(1) 管理運営の実施状況に関する事項

- (2) 本件施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入、管理運営経費等の実績及び収支の状況
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

3 乙は、甲が第41条から第44条までの規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合にあっては、取り消した日から20日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（甲による報告請求及び立入調査等）

第29条 甲は、管理運営の適正を期するため、必要があると認めるときは、乙に対し、管理運営業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地について調査することができる。

2 乙は、前項に規定する報告の請求及び調査に対して、最大限の協力を行わなければならない。

3 前2項に規定する報告及び調査等の結果、管理運営業務の継続が困難となる恐れがあると甲が認めた場合、甲は、乙に対して期限を定めて改善勧告等の必要な指示を行うことができる。この場合、乙は、甲の指定する期限内に、甲に対し改善策を提出し、実施しなければならない。

4 前3項に定める報告の請求、調査及び指示を理由として、甲は、乙の管理運営業務の全部又は一部について、責任を負うものではない。

5 第1項から第3項に定めるほか、地方自治法第195条に定める監査委員等により、乙に対して出頭、実地調査又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合にあっては、乙はこれに応じなければならない。

（モニタリングの実施）

第30条 甲は、管理運営業務に関して乙が提供するサービスが、別紙3に定める管理運営サービス水準（以下「管理運営サービス水準」という。）を達成していることを確認するため、甲乙協議の上、甲が定める方法に従いモニタリングを行い、その結果を県のホームページに公表するものとする。

（セルフモニタリングの実施）

第31条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、毎月セルフモニタリングを実施して、その報告書を第28条第1項の月次報告書等とともに提出しなければならない。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

2 乙は、利用者アンケートやホームページ等での意見募集を行い、利用者ニーズの把握や施設運営の改善点の把握に努め、利用者サービスの向上を図るものとする。

（事故報告）

第32条 乙は、本件施設内で事故が生じたときは、速やかに事故等報告書（様式第8号）を甲に提出しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第33条 乙が管理運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、甲又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者又は乙に生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 本協定の締結後、甲が新たに指示した条件に従った結果、第三者に損害が発生した場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙に起因する事由に基づき、甲が条件を指示した場合を除く。

3 乙は、前2項に定める損害賠償に備えるため、本件施設の管理運営期間中は、自己の費用と責任において、別紙5に記載する保険に加入するものとする。

4 第1項及び第2項の場合を除き、管理運営業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、当該損害（ただし、前項に規定される保険の受取額により補填される部分を除く。）のうち100分の1までのものを乙が負担するものとし、これを超える当該損害については甲が負担するものとする。ただし、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る第三者の損害額が20万円に満たないときには、当該損害は生じなかったものとみなす。この場合、必要に応じて、甲及び乙は、当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

（本件施設の損傷等）

第34条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件施設の損傷等の防止に努めるものとする。

2 乙は、本件施設が損傷し、又は滅失したときは、速やかに事故等報告書（様式第8号）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、故意又は過失により本件施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

4 乙の責めによらない事故・火災等による本件施設の損傷は、甲の責任と費用負担においてこれを修復する。ただし、修復に著しく多額の費用ないし期間を要する場合はこの限りではない。

5 甲は、本件施設の火災保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

6 本件施設を第三者が損傷した場合、乙がその責めを負う。ただし、甲が前項に規定する火災保険の保険金を受け取った場合には、当該受取額を控除する。また、甲が施設を損傷した第三者に対する損害の賠償責任を免除した場合は、甲は自らの責任と費用により修復するものとする。

（本件施設の維持管理等）

第35条 乙は、清掃業務、施設警備業務、設備維持管理業務、建物・工作物・備品等維持管理業務及び植栽管理業務等の管理運営業務や提供するサービスが、管理運営サービス水準を達成できるよう努めなければならない。

2 甲は、前項の規定について、セルフモニタリングに基づく管理状況の確認やモニタリングの実施等により、必要に応じた修繕等の指示を行う場合があり、乙はその指示監督に従わなければならない。

3 乙は、管理運営期間中の本件施設に係る1件（1箇所）につき20万円未満の修繕につ

いては、自己の費用と責任において実施するものとする。

- 4 乙が、自己の費用と責任において本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合、事前に甲に対して修繕承認申請書（様式第9号）を提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、修繕及び更新された設備等は甲に帰属するものとする。
- 5 甲は、管理運営期間中の本件施設に係る改修工事及び第3項に規定する以外の修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。
- 6 前項に規定する修繕については、甲が見積もりを行い、その見積額が1件（1箇所）につき20万円未満である場合は、乙がその費用を負担し、修繕を実施するものとする。
- 7 甲の責めに帰すべき事由により乙が本件施設の修繕を行った場合、甲はこれに要した一切の費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の負担方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 8 法令変更又は不可抗力により乙が本件施設の修繕を行った場合、別紙6又は別紙7の規定に従うものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の負担方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報管理）

- 第36条 乙又は管理運営業務の全部若しくは一部に従事する者は、管理運営業務の実施によって知り得た秘密及び甲の事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、指定管理者の指定期間が満了後、指定の取消後又は従事者の退職後においても同様とする。
- 2 乙は、本協定の履行に当たっての個人情報の取扱いについては、別紙8「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 3 乙が故意又は過失により前2項の規定に反したときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

（情報公開等）

- 第37条 乙は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき、本件施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。
- 2 乙は、管理運営のために作成及び取得した文書のうち第46条第1項の規定により甲又は甲の指定する者に引き継いだ文書を除く文書を、指定期間の満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営を終了した後、5年間保管しなければならない。

（危機管理）

- 第38条 乙は、自然災害、人為災害及び事故等のあらゆる非常事態に備え、マニュアルを作成し、管理運営業務に従事する者を指導しなければならない。
- 2 乙は、防災及び自己対策について、甲と協議して定めるものとする。
 - 3 乙は、次に該当する場合は、速やかに適切な措置を講じるとともに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (1) 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。
 - (2) 災害その他の事故により、本件施設に係る甲の資産が毀損滅失したとき。

- (3) 本件施設の利用を中止する必要が生じたとき。
- (4) その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(本件施設の管理運営に伴う近隣対策)

第39条 乙は、自己の費用と責任において、管理運営業務を実行するに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施するものとし、当該近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告しなければならない。また、甲は、当該近隣対策の実施について、乙に対し協力するものとする。

2 甲は、甲が本協定及び募集要項等において乙に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因し、管理運営業務に係る増加費用が生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。

3 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因する本件施設の管理運営業務に係る増加費用については、乙が負担するものとする。

(宣伝広告)

第40条 乙は、自己の費用と責任において本件施設の宣伝広告を行うものとする。ただし、事前に宣伝広告内容について甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の宣伝広告内容が公的施設である本件施設の性格上不適切と認めるときは、その修正を求めることができ、また、乙はこれに従わなければならない。ただし、甲は、当該修正を求めることを理由として、乙の宣伝広告内容について何らの責任を負担するものではない。

3 甲は、本件施設の宣伝広告について、甲の広報紙に掲載する等の協力を行うことができるものとする。

第5章 協定の終了

(乙の債務不履行等による指定の取り消し又は業務の一部停止)

第41条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、指定管理者としての指定を取消し又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 法令又は本協定に違反したとき。
- (2) 本協定上の業務を放棄したとき。
- (3) 管理運営業務の全部又は一部を履行しないとき。
- (4) 破産申立て、会社更生手続、民事再生手続、会社整理手続、特別清算手続その他の倒産法制上の手続についての申立てがなされ、又は、乙の取締役会でその申立てを決議したとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）となったとき。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体となったとき。
- (7) 暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(8) 乙の役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体となったとき。

ア 成年被後見人、被補助人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

(9) 甲に対し、虚偽の報告を行ったとき。

(10) 指定の解除を申し出たとき。

(11) その他甲の正当な指示に従わないとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、客観的に見て、乙が本協定に違反し、その違反により指定管理者の指定の意義を達することができないと甲が認めたとき。ただし、管理運営サービス水準を満たしていない場合の指定の取消しの手続は別紙4によるものとする。

2 前項の規定により甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じた場合、甲はその損害に対する賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により甲が指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（甲による任意解除）

第42条 甲は、乙に対して本協定を解除しようとする日の90日以上前に通知を行うことにより、特段の事由なく本協定を解除することができる。この場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償する。

（法令変更による協定の解除）

第43条 本協定の締結後における法令変更により、乙の管理運営業務の継続が困難と甲が判断した場合又は甲が本協定の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。ただし、乙がすでに当該日以降の管理運営業務に係る投資を開始している場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用並びに管理運営業務を終了させるために要する費用及び当該終了の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。当該費用を甲が支払った場合、当該費用に係る物件（清掃用具、資材等を含む。）の所有権は甲に移転するものとし、乙は甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡すものとする。

（不可抗力による協定の解除）

第44条 不可抗力が生じた日から30日以内に本協定の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、甲は、乙に通知した上で本協定の全部を解除することができる。ただし、乙がすでに当該日以降の管理運営業務に係る投資を開始している場合、甲は合理的な範囲に係る投資費用並びに管理運営業務を終了させるために要する費用及び当該終了

の日までに要した管理運営業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。当該費用を甲が支払った場合、当該費用に係る物件（清掃用具、資材等を含む。）の所有権は甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡すものとする。

（本件施設の管理運営業務の終了に伴う原状回復等）

第45条 乙は、協定期間の満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営を終了したときは、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品事務器具等を撤去した上、甲に対し、本件施設を直ちに明け渡すものとする。ただし、甲の請求により、甲と乙はその方法について協議できるものとする。

2 前項の場合において、乙が相当期間内に本件施設を明け渡さないときは、甲は乙に代わって、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を処分等その他の適切な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の措置について異議を申し出ることができないものとし、甲がその措置に要した合理的な費用を負担するものとする。

3 本件施設の管理運営業務の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については乙が負担する。

（業務の引継ぎ等）

第46条 乙は、本協定の終了に際し、その終了事由のいかんにかかわらず、甲又は甲が指定する者に対し、本件施設を管理運営するために必要な資料を引き渡す等管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本件施設の視察並びに本件施設内での訓練及び研修を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 乙は、本協定の終了に際し、条例第5条第7項により販売したサービス券のうち未使用のサービス券がある場合は、当該サービス券の代金に相当する額を甲又は甲の指定する者に支払わなければならない。

5 前項の規定により、乙が、甲又は甲の指定する者へ支払う額は、指定期間内に乙が販売した1時間券及び2時間券それぞれのサービス券の平均単価（累計販売金額を累計販売枚数で除した額）に、1時間券及び2時間券それぞれの未使用サービス券の枚数を乗じた額とする。なお、支払い方法等は、甲乙及び甲の指定する者の協議の上、決定するものとする。

第6章 その他

（請求、通知等の様式その他）

第47条 本協定に基づく通知、報告、承認等は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。当該書面は本協定に記載された当事者の名称、所在地あてに送るものとする。

(管轄裁判所)

第48条 本協定に関する紛争は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第49条 本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 徳島県
徳島県企業局長 板東 安彦

乙 ○○○○
○○○○ ○○○○

別紙１ 用語の定義

- (１) 「募集要項等」とは、本事業に関し令和４年７月２２日に公表された「徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場指定管理者募集要項」及び同募集要項に添付された要求水準書、様式集等の一切の書類をいう。
- (２) 「申請書類」とは、本件施設の指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業計画書その他本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- (３) 「事業年度」とは、毎年４月１日から翌年３月３１日までをいう。
- (４) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (５) 「改修工事」とは、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 本件施設の機能を向上させることを目的とする工事
 - イ 工事価格が工事対象資産の帳簿価格の３０／１００以上となる工事
- (６) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令、若しくは通達、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置をいう。
- (７) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。

別紙２ 本件施設の内容

駐車場名	区分	資産名	数量	取得年月日
藍場町地下	建物	電線諸材料（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	空調機（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	ダクト 外（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	ダクト 外（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	排風機（１Ｐ）	１台	S48.1.30
藍場町地下	建物	ダクト 外（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	配管（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	配管（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	便器等（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	排気設備（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	配管 等（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	フローインチゲータ（１Ｐ）	２台	S48.1.30
藍場町地下	建物	アンプ 等（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	インターホン設備（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	電話配管設備（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	テレビ配管設備（１Ｐ）	１式	S48.1.30
藍場町地下	建物	藍場町地下第１駐車場	１棟	S48.2.27
藍場町地下	建物	藍場町地下第２駐車場	１棟	S49.8.31
藍場町地下	建物	操作盤 Ｐ－１３（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	電線類（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	ダクト 外（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	ダクト 外（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	排煙ファン（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	排煙口 制御装置（２Ｐ）	１面	S49.8.31
藍場町地下	建物	排煙口 操作盤（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	排煙口 電線外（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	排煙口 外（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	クーラー（２Ｐ）	２台	S49.8.31
藍場町地下	建物	配管（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	汚物ポンプ（第２駐車場 東側）	４台	H31.1.18
藍場町地下	建物	配管（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	便器等（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	モーター（２Ｐ）	１台	S49.8.31
藍場町地下	建物	配管等（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	電線等（２Ｐ）	１式	S49.8.31
藍場町地下	建物	案内標識（２Ｐ）	１式	S49.10.31
藍場町地下	建物	案内標識（２Ｐ）	１式	S51.3.22
藍場町地下	建物	表示看板（２Ｐ）	１式	S58.6.6
藍場町地下	建物	ルームエアコン（２Ｐ）	１台	S63.6.30
藍場町地下	建物	出入口入庫路日よけ（２Ｐ）	１式	H3.7.10
藍場町地下	建物	直流電源装置アルカリ蓄電池（１Ｐ）	１式	H3.12.24
藍場町地下	建物	卓上形アンプ（１Ｐ）	１式	H4.2.1
藍場町地下	建物	案内看板（１Ｐ）	１式	H4.3.19
藍場町地下	建物	案内看板（２Ｐ）	１式	H4.3.19
藍場町地下	建物	汚物ポンプ（第２駐車場 西側）	１式	H31.1.18
藍場町地下	建物	汚物ポンプ（第１駐車場）	１式	H31.1.18
藍場町地下	建物	雨水排水ポンプ（第１駐車場）	１式	H4.12.7
藍場町地下	建物	掃除用具棚（１Ｐ）	１式	H5.8.18
藍場町地下	建物	道路反射鏡（２Ｐ）	１式	H5.8.23
藍場町地下	建物	操作盤（１Ｐ）	１面	H5.9.30

藍場町地下	建物	引込盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	受電盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	電灯変圧器盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	動力変圧器盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	非常動力変圧器盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	コンデンサ盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	コンデンサ盤（３０ＫＶＡ）（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	電灯盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	No.1 動力盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	No.2 動力盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	１００Ｖ盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	ケーブル（１Ｐ）	１式	H6.1.31
藍場町地下	建物	非常動力盤（１Ｐ）	１面	H6.1.31
藍場町地下	建物	エレベーター〔建物〕（２Ｐ）	１式	H6.7.26
藍場町地下	建物	エレベーター〔装置〕（２Ｐ）	１式	H6.7.26
藍場町地下	建物	身障者用便所（２Ｐ）	１棟	H6.8.12
藍場町地下	建物	照明器具類（２Ｐ）	１式	H6.8.12
藍場町地下	建物	表示灯（２Ｐ）	１式	H6.8.12
藍場町地下	建物	便器等（２Ｐ）	１式	H6.8.12
藍場町地下	建物	配管類（２Ｐ）	１式	H6.8.12
藍場町地下	建物	操作盤（２Ｐ）	１式	H6.8.12
藍場町地下	建物	電線類（２Ｐ）	１式	H6.8.12
藍場町地下	建物	ケーブル（１Ｐ）	１式	H7.2.17
藍場町地下	建物	配管（１Ｐ）	１式	H7.2.17
藍場町地下	建物	電話配管設備（１Ｐ）	１式	H7.2.17
藍場町地下	建物	中継端子盤（ＫＴ－１）（１Ｐ）	１面	H7.3.24
藍場町地下	建物	制御盤（Ｐ－１～５）（１Ｐ）	５面	H7.3.24
藍場町地下	建物	電線諸材料（１Ｐ）	１式	H7.3.24
藍場町地下	建物	中央監視制御盤（２Ｐ）	１面	H7.3.24
藍場町地下	建物	操作盤（Ｐ－６～１１）（２Ｐ）	６面	H7.3.24
藍場町地下	建物	制御盤（Ｐ－Ｂ－１）（２Ｐ）	１面	H7.3.24
藍場町地下	建物	電線類（２Ｐ）	１式	H7.3.24
藍場町地下	建物	案内看板（１Ｐ）	１式	H7.3.24
藍場町地下	建物	案内看板（２Ｐ）	１式	H7.3.24
藍場町地下	建物	案内標識（２Ｐ）	１式	H7.3.24
藍場町地下	建物	給気ファン（２Ｐ）	２台	H8.3.18
藍場町地下	建物	排気ファン（２Ｐ）	１式	H8.3.18
藍場町地下	建物	誘引型ダクトファン（２Ｐ）	４台	H8.3.18
藍場町地下	建物	ダクト他（２Ｐ）	１式	H8.3.18
藍場町地下	建物	感知器類（１Ｐ）	１式	H8.3.22
藍場町地下	建物	ケーブル及び電線管（１Ｐ）	１式	H8.3.22
藍場町地下	建物	感知器類（２Ｐ）	１式	H8.3.22
藍場町地下	建物	ケーブル及び電線管（２Ｐ）	１式	H8.3.22
藍場町地下	建物	状態表示盤（１Ｐ）	１式	H9.3.10
藍場町地下	建物	案内看板（１Ｐ）	１式	H9.3.10
藍場町地下	建物	ダクトファン制御盤（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	給気ファン制御盤（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	給気ファン制御盤（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	給気ファン（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	給気ファン用ダクト外（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	排気ファン（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	誘引型ダクトファン（１Ｐ）	２式	H9.3.14
藍場町地下	建物	デリバントファン用ダクト外（１Ｐ）	１式	H9.3.14
藍場町地下	建物	案内看板（１Ｐ）	１式	H9.3.14

藍場町地下	建物	直流電源装置	1 式	H10.3.13
藍場町地下	建物	配水管設置工事（2 P）	1 式	H10.3.20
藍場町地下	建物	出入口屋根（2 P）	1 式	H11.2.10
藍場町地下	建物	照明設備（1 P）	1 式	H13.3.8
藍場町地下	建物	照明設備（2 P）	1 式	H13.3.8
藍場町地下	建物	エレベーター〔建物〕（1 P）	1 式	H21.8.3
藍場町地下	建物	エレベーター〔装置〕（1 P）	1 式	H21.8.3
藍場町地下	建物	歩行者通路屋根	1 式	H21.8.3
藍場町地下	建物	案内表示板（1 P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	建物	照明器具（1 P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	建物	照明器具（2 P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	建物	自家発電設備	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	空気調和設備	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	収納棚	1 台	H24.3.14
藍場町地下	建物	加圧給水ポンプ（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	受水槽（1 P）	1 基	H24.3.14
藍場町地下	建物	受水設備配管等（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	消火ポンプ（1 P）	1 台	H24.3.14
藍場町地下	建物	屋内消火栓用補助ポンプ（1 P）	1 台	H24.3.14
藍場町地下	建物	屋内消火栓設備配管等（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	消火ポンプ（1 P）	1 台	H24.3.14
藍場町地下	建物	薬剤貯蔵槽（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	泡消火用補助ポンプ（1 P）	1 台	R3.2.10
藍場町地下	建物	泡消火用設備配管等（1 P）	1 式	R3.2.10
藍場町地下	建物	感知器類（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	ケーブル及び電線管（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	液面表示盤（1 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	防災負荷盤（1 P）	1 面	H24.3.14
藍場町地下	建物	感知器類（2 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	ケーブル及び電線管（2 P）	1 式	H24.3.14
藍場町地下	建物	警報盤（2 P）	1 面	H24.3.14
藍場町地下	建物	複合盤（2 P）	1 面	H24.3.14
藍場町地下	建物	排水ポンプ（車路）	1 式	R1.10.1
藍場町地下	構築物	標識（1 P）	1 基	S63.3.25
藍場町地下	機械装置	電線類（1 P）	1 式	S48.1.30
藍場町地下	機械装置	電線類（2 P）	1 式	S49.8.31
藍場町地下	機械装置	電線類（1 P）	1 式	H7.3.24
藍場町地下	機械装置	I T V監視盤（2 P）	1 式	H7.3.24
藍場町地下	機械装置	電線類（2 P）	1 式	H7.3.24
藍場町地下	機械装置	車両検知器（1 P）	1 式	H7.3.31
藍場町地下	機械装置	電線（1 P）	1 式	H7.3.31
藍場町地下	機械装置	ゲート装置（2 P）	1 式	H7.3.31
藍場町地下	機械装置	車両検知器（2 P）	1 式	H7.3.31
藍場町地下	機械装置	表示灯（2 P）	1 式	H7.3.31
藍場町地下	機械装置	電線（2 P）	1 式	H7.3.31
藍場町地下	機械装置	非常通報装置（2 P）	1 式	H9.2.13
藍場町地下	機械装置	I C自動放送装置（2 P）	1 式	H15.3.10
藍場町地下	機械装置	全自動精算機（2 P）	1 式	H16.12.16
藍場町地下	機械装置	I T Vカメラ（1 P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	I T Vカメラ（2 P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	駐車券発行機（1 P）	1 式	H23.3.23

藍場町地下	機械装置	全自動精算機（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	事前精算機（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	ゲート装置（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	車両検知器（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	表示灯（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	分電盤（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	電線類（1P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	駐車券発行機（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	全自動精算機（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	事前精算機（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	料金計算機（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	ゲート装置（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	車両検知器（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	表示灯（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	管制装置盤（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	管理用計算機（2P）	1 式	H31.2.13
藍場町地下	機械装置	駐車券認証機（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	分電盤（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	電線類（2P）	1 式	H23.3.23
藍場町地下	機械装置	緊急地震速報受信機・卓上型アンプ	1 式	H25.3.27
松茂	土地	駐車場用地	6,375㎡	H15.4.1
松茂	建物	駐車場管理室	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	擁壁	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	舗装	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	区画線	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	照明設備	1 式	R3.3.10
松茂	構築物	縁石	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	植栽	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	雨水排水設備	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	給水設備	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	防護柵	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	車止め	1 式	H15.4.1
松茂	構築物	看板（松茂駐車場入口表示）	1 式	H22.9.17
松茂	機械装置	管制設備	1 式	R3.3.10
松茂	機械装置	監視カメラ設備	1 式	R3.3.23
松茂	機械装置	管制表示灯	1 式	H15.4.1
松茂	機械装置	防雨設備	1 式	R3.3.23
松茂	機械装置	デジタルレコーダ	1 式	H31.3.13

（注）資産名に記載する（1P）は藍場町地下駐車場第1駐車場の、（2P）は同第2駐車場の略です。

別紙3 管理運営サービス水準

「管理運営サービス水準」とは、要求水準書、要求水準書の資料①～⑪及び指定管理者の事業計画書（様式10-1）～（様式10-11）に記載された管理運営の基準とサービス内容をいう。

○要求水準書

○資料

- ① 過去3年間の管理運営費の状況
- ② 年度別利用状況
- ③ 管理運営体制等の状況
- ④ 施設概要図
- ⑤-1 保守点検予定時期一覧表
- ⑤-2 維持管理に関する業務基準書
- ⑥ 指定管理者の委託可能業務一覧
- ⑦ 物品一覧
- ⑧ 行政財産の目的外使用許可の状況
- ⑨ 現在の利用料金及び減免基準の設定状況
- ⑩ 企業局実施の工事に伴う補償等について
- ⑪ 利用料金収入に係る『実際利用ベース』の算定について

○事業計画書

- 様式10-1 施設管理運営方針
- 様式10-2 利用促進の提案
- 様式10-3 サービスの質の確保・向上
- 様式10-4 適正な維持管理
- 様式10-5 収支計画書（今後5年間の見込み）
- 様式10-6 管理運営体制等
- 様式10-7 安全管理・危機管理
- 様式10-8 地域への貢献
- 様式10-9 地域との連携
- 様式10-10 環境への配慮
- 様式10-11 事業計画書総括表

別紙４ 業務不履行時の手続

１ 本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合

本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合とは、以下に示す（１）又は（２）の状態と同等の事態をいう。

（１）施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合

（２）施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合

管理運営状況が上記（１）又は（２）の状態となる基準は以下のとおりとする。

（１）施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合の例

ア 管理運営業務の故意による放棄

イ 故意に甲との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等）

ウ 管理運営業務開始までに甲と乙が協議の上、具体的に定める事項についての甲からの指導又は指示に従わない等

エ 定期点検の未実施

オ 故障等（要求水準に示す機能を果たさない。）の放置

カ 不衛生状態の放置

キ 災害時の未稼働（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生）

ク 安全措置の不備による人身事故の発生

（２）施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合の例

ア 管理運営業務の怠慢

イ 施設利用者等への対応不適切

ウ 業務報告の不備

エ 関係者への連絡不備

オ 保全上必要な修理等の未実施

2 管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合の措置

甲は、モニタリングの結果、本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たさないと判断した場合、以下の対応をとる。

- (1) 甲は乙に改善措置をとることを通告し、乙に、改善計画書の提出を求める。
- (2) 甲及び乙から構成される関係者協議会において、改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 甲はモニタリングにより、改善計画書に従った業務の改善が認められるか判断する。
- (4) 甲はモニタリングの結果、改善計画書に従った業務の改善が認められないと判断した場合、以下に定める算式により当該年度に係る違約金相当額を算出し、当該年度の固定納付金に加算するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない事由による場合、この手続は実行しないものとする。

ア 施設利用者が本件施設を利用する上で明らかに重大な支障がある場合
違約金相当額

$$\begin{aligned} &= \text{固定納付金（年額）} \div \text{年間営業日} \times 1 \times (\text{ペナルティー発生回数} + 1) \\ &\quad \times \text{重大な支障が生じた日から当該支障が解消される前日までの日数} \end{aligned}$$

イ 施設利用者が本件施設を利用することはできるが、明らかに利便性を欠く場合
違約金相当額

$$\begin{aligned} &= \text{固定納付金（年額）} \div \text{年間営業日} \times 0.5 \times (\text{ペナルティー発生回数} + 1) \\ &\quad \times \text{利便性を欠くこととなった日から利便性が回復される前日までの日数} \end{aligned}$$

- (5) 甲は、上記(1)から(4)を経てもなお、業務の改善が認められないと判断した場合又は同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由の発生があった場合、第41条第1項の規定に基づき、乙の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

別紙5 乙が加入すべき保険

〈藍場町地下・松茂各駐車場〉

○施設賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

金額 対人 1名あたり限度額1億円

1事故あたり限度額10億円

対物 1事故あたり限度額1億円

〈藍場町地下駐車場〉

○自動車管理者賠償責任保険

金額 自動車 1事故あたり限度額1.2億円（参考補償額）

〈松茂駐車場〉

○動産総合保険

金額 精算機内現金 1事故あたり限度額50万円（参考補償額）

別紙6 法令変更等による増加費用及び損害の負担

法令の変更により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

- （１）本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更
- （２）消費税に関する法令変更
- （３）法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、甲が負担する場合において、１回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が２０万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙7 不可抗力による増加費用及び損害の負担

不可抗力により乙に生じた増加費用及び損害（ただし、逸失利益を除く。）については、一事業年度につき発生案件ごとに、前年度1年間の収益（ただし、初年度については収支計画書記載の収益見積もりの金額とする。）の100分の1までは乙の負担とし、それを超える部分については甲が負担する。ただし、不可抗力により生じた損害について乙が加入している損害保険から保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。また、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る増加費用及び損害の額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。この場合、必要に応じて甲及び乙は、当該増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

別紙8 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この協定による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（個人情報の開示等）

第9 乙は、この協定による事務を行うために保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示等を求められたときに対応できるよう、個人情報の開示等に関する規程等を設けなければならない。

（従事者への周知）

第10 乙は、この協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第11 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第12 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。